

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟（名古屋地裁）・第6回期日（20200908）に向けて提出された書面です。

平成31年（ワ）第597号 損害賠償請求事件

原告 大野利政、鷹見彰一

被告 国

## 進行に関する意見書

令和2年7月2日

名古屋地方裁判所民事第8部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 山 田 麻 登

(代)

同 弁護士 堀 江 哲 史

原告ら訴訟復代理人 弁護士 進 藤 一 樹

(代)

同 弁護士 砂 原 薫

(代)

同 弁護士 水 谷 陽 子

(代)

第五回口頭弁論期日において、裁判官の交代があり、弁論が更新された。

裁判体が更新されたことを踏まえ、原告らは、次回口頭弁論期日（令和2年9月8日午後1時30分）において、改めて、原告鷹見彰一の意見陳述を行うことを求める。

原告の個別事情は、原告個人の被った損害を裏付けるだけでなく、憲法24条1項および憲法14条1項違反の法的主張を基礎づける極めて重要な事実でもある。そのため、本事件で憲法判断が求められる担当裁判官全てに、口頭主義に基づき原

告の陳述を直接見聞されたい。

所要時間は、現時点で未定であるが、第五回口頭弁論期日において、次回期日の時間が30分程度と確認されていたことから、これに差し障りのないようにする。

以上